

改正マネロン・テロ資金供与対策ガイドライン等への対応の ための内部監査／外部監査チェックリスト

弁護士法人 三宅法律事務所
弁護士 渡邊 雅之

弁護士法人三宅法律事務所 パートナー
弁護士 渡邊 雅之
TEL: 03-5288-1021
Email: m-watanabe@miyake.gr.jp

弊職(渡邊雅之)の略歴

(学歴・職歴)

1995年 東京大学法学部卒

1998年-2000年 総理府総務課勤務

2000年-2001年 司法修習(54期)

2001年-2009年 アンダーソン・毛利・友常法律事務所

2006年-2007年 Columbia Law School(LL.M.)

2009年-現在 弁護士法人三宅法律事務所(2011年よりパートナー)

(専門分野)

金融コンプライアンス・金融規制法。マネロン・テロ資金供与、反社対策に関連する金融機関・企業への助言、外部監査などに多数関与。

(他資格)

公認不正検査士

(著書)

「マネー・ローンダリング 反社会的勢力対策ガイドブック」(第一法規・共著)マネロン・テロ資金供与に関する著書を多数有する。

金融検定協会の「マネー・ローンダリング対策実務2級」「マネー・ローンダリング対策実務3級」のテキスト・試験問題の作成を担当。

マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に係る態勢整備の期限設定

○金融庁は令和3年4月28日に各協会を經由して、金融庁所管の金融機関に以下の事項を通知

- マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策(以下「マネロン・テロ資金供与対策」という)については、各金融機関においてリスクベース・アプローチに基づき、鋭意取り組んでいただいているものと認識しています。
- 引き続き、**実効的なマネロン・テロ資金供与対策を実施していただくため、令和3年2月に改正した「マネロン・テロ資金供与対策に関するガイドライン」の「対応が求められる事項」の全項目につきまして、ご対応をお願いいたします。**
- また、本文書をもって改めて下記を要請いたしますので、貴協会におかれては、加盟金融機関に対して、適切かつ迅速に必要な対応を講じるよう、周知徹底していただきますようお願いいたします。
- なお、金融庁・財務局としては、**下記の要請事項に係る各金融機関の取組状況について、検査やモニタリングを通じて確認していくほか、仮にマネロン・テロ資金供与対策に問題があると認められた場合には、法令に基づく行政対応を含む対応を行う場合があることを予めご承知願います。**

記

- 各金融機関が、「**マネロン・テロ資金供与対策に関するガイドライン**」で対応を求めている事項について、**2024年3月末までに対応を完了させ、態勢を整備すること。**上記の態勢整備について、対応計画を策定し、適切な進捗管理の下、着実な実行を図ること。

※第4次対日相互審査報告書において、金融機関にガイドラインの対応期限が設けられていないとの指摘を受けたことから先行して期限設定をしたものと考えられる。

事業者において内部監査／外部監査を行うべきポイント

1. 2021年2月に公表された「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」(以下「金融庁ガイドライン」という。)の改正において、新たに「対応が必要な事項」とされている事項が外部監査の中心事項(「改正金融庁ガイドライン」)。
2. 2021年8月30日にFATF(Financial Action Task Force:金融活動作業部会)が第4次対日相互審査報告書(以下「FATF第4次対日相互審査報告書」という。)において指摘された事項(特に有効性(IO.4)の判断)についても監査。
3. これまでの内部監査・外部監査が不十分な金融機関においてはそれ以外の事項についても監査が必要。また、過去の外部監査において指摘された事項についても監査が必要。

※①改正金融庁ガイドラインにおいて追加・修正された事項、②FATF第4次対日相互審査報告書において金融機関の顧客管理の有効性について指摘されている事項、③(おそらく)多くの金融機関でこれまでの内部監査・外部監査において指摘された事項はいずれも、「継続的顧客管理」や「取引モニタリング・取引フィルタリング」に重点が置かれていることに鑑み、**今回の監査においてはこれらの事項を中心とした監査を行うことになると考えられる。**

監査計画書において記載が求められている事項

金融庁ガイドラインIII-3(3)【対応が求められる事項】①

① 以下の事項を含む監査計画を策定し、適切に実施すること

イ. マネロン・テロ資金供与対策に係る方針・手続・計画等の適切性

ロ. 当該方針・手続・計画等を遂行する職員の専門性・適合性等

ハ. 職員に対する研修等の実効性

ニ. 営業部門における異常取引の検知状況

ホ. 検知基準の有効性等を含むITシステムの運用状況

ヘ. 検知した取引についてのリスク低減措置の実施、疑わしい取引の届出状況

外部監査人に期待される事項

金融庁ガイドラインⅢ【対応が期待される事項】c.

- c. マネロン・テロ資金供与リスク管理態勢の見直しや検証等について外部専門家等のレビューを受ける際には、検証項目に照らして、外部専門家等の適切性や能力について、外部専門家等を採用する前に、経営陣に報告しその承認を得ること
また、必要に応じ、外部専門家等の適切性や能力について、内部監査部門が事後検証を行うこと

金融庁マネロンガイドライン:リスクの特定

2021年2月改正前

Ⅱ リスクベース・アプローチ

Ⅱ-2 リスクの特定・評価・低減

(1) リスクの特定

【対応が求められる事項】

- ① 国によるリスク評価の結果等を勘案しながら、自らが提供している商品・サービスや、取引形態、取引に係る国・地域、顧客の属性等のリスクを包括的かつ具体的に検証し、自らが直面するマネロン・テロ資金供与リスクを特定すること
- ② 包括的かつ具体的な検証に当たっては、**国によるリスク評価の結果等を勘案しつつも**、自らの営業地域の地理的特性や、事業環境・経営戦略のあり方等、自らの個別具体的な特性を考慮すること
- ③ 取引に係る国・地域について検証を行うに当たっては、FATF や内外の当局等から指摘を受けている国・地域も含め、包括的に、直接・間接の取引可能性を検証し、リスクを把握すること
- ④ 新たな商品・サービスを取り扱う場合や、新たな技術を活用して行う取引その他の新たな態様による取引を行う場合には、当該商品・サービス等の提供前に**分析を行い**、マネロン・テロ資金供与リスクを検証すること
- ⑤ マネロン・テロ資金供与リスクについて、経営陣の**主体的かつ積極的な関与の下**、関係する全ての部門が**連携・協働し**、リスクの包括的かつ具体的な検証を行うこと

【対応が期待される事項】

- a. 自らの事業環境・経営戦略等の複雑性も踏まえて、商品・サービス、取引形態、国・地域、顧客の属性等に関し、リスクの把握の鍵となる主要な指標を特定し、当該指標についての定量的な分析を行うことで、自らにとって重要なリスクの高低及びその変化を適時・適切に把握すること
- b. **一定量の疑わしい取引の届出がある場合に、単に届出等を行うにとどまらず、届出件数及び金額等の比較可能な定量情報を分析し、部門・拠点間等の比較等を行って、自らのリスクの検証の実効性を向上させること**

- ①において、「国によるリスク評価の結果」を十分に勘案していることが前提となっているため、**同②においては、「自らの営業地域の地理的特性や、事業環境・経営戦略のあり方等、自らの個別具体的な特性を考慮」することに注力することを求める趣旨**
- **新たな商品・サービスを取り扱う場合や新たな技術を活用して行う取引を行う場合の商品・サービス提供前の事前検証のポイント(④)として**、当該商品・サービスのリスクの検証だけでなく、「**その提供に係る提携先、連携先、委託先、買収先等のリスク管理態勢の有効性も含め**」マネロン・テロ資金供与リスクを検証することが求められることになる。これは、これまで取扱いがなかった商品・サービス等の提供を開始する場合のほか、国内外の事業を買収することや業務提携等により、新たな商品・サービスの取扱いが発生する場合、直面するリスクが変化することから、営業部門と管理部門とが連携して、事前にマネロン・テロ資金供与リスクを分析・検証することが必要であると考え方に基づき改正されたもの(PC22~24)。「提携先」等は例として挙げられたものであり、「業務提携」や「資本提携」の場合も含まれ得る。(PC26)
- 「**疑わしい取引の届出の届出状況の分析**」は、「リスクの特定」の「対応が期待される事項」とされていたが、改正後は、「**リスクの評価**」において**分析の結果を考慮することが「対応が求められる事項」とされる**。疑わしい取引の届出状況等の分析をリスクの特定の場面において活かすことを排除する趣旨ではなく、これらの**分析結果は、リスクの評価に際して特に考慮されるべきものである**との整理に基づくもの(PC29)

2021年2月改正後

Ⅱ リスクベース・アプローチ

Ⅱ-2 リスクの特定・評価・低減

(2) リスクの特定

【対応が求められる事項】

- ① 国によるリスク評価の結果等を勘案しながら、自らが提供している商品・サービスや、取引形態、取引に係る国・地域、顧客の属性等のリスクを包括的かつ具体的に検証し、自らが直面するマネロン・テロ資金供与リスクを特定すること
- ② 包括的かつ具体的な検証に当たっては、**自らの営業地域の地理的特性や、事業環境・経営戦略のあり方等、自らの個別具体的な特性を考慮すること**
- ③ 取引に係る国・地域について検証を行うに当たっては、FATF や内外の当局等から指摘を受けている国・地域も含め、包括的に、直接・間接の取引可能性を検証し、リスクを把握すること
- ④ 新たな商品・サービスを取り扱う場合や、新たな技術を活用して行う取引その他の新たな態様による取引を行う場合には、当該商品・サービス等の提供前に、**当該商品・サービスのリスクの検証、及びその提供に係る提携先、連携先、委託先、買収先等のリスク管理態勢の有効性も含め**マネロン・テロ資金供与リスクを検証すること
- ⑤ マネロン・テロ資金供与リスクについて、経営陣が、**主導性を発揮して**関与の下、関係する全ての部門の**連携・協働を確保した上で**、リスクの包括的かつ具体的な検証を行うこと

【対応が期待される事項】

- a. 自らの事業環境・経営戦略等の複雑性も踏まえて、商品・サービス、取引形態、国・地域、顧客の属性等に関し、リスクの把握の鍵となる主要な指標を特定し、当該指標についての定量的な分析を行うことで、自らにとって重要なリスクの高低及びその変化を適時・適切に把握すること
(削除)

リスクの特定に関する監査チェックリスト

新サービスの導入にあたって、リスクの検証、その提供に係る提携先、連携先、委託先、買収先等のリスクの管理態勢の有効性を含めマネロン・テロ資金供与リスクを検証すること(金融庁ガイドラインII-2(1)【対応が求められる事項】④)

- ①文書化されているか
- ②担当者に教育・訓練・周知されているか
- ③実際に行われているか
- ④行われている場合どのように行われているか

リスクの評価

現行	改正案
<p>Ⅱ リスクベース・アプローチ Ⅱ-2 リスクの特定・評価・低減 (2)リスクの評価 【対応が求められる事項】</p> <p>① 前記「(1)リスクの特定」における【対応が求められる事項】と同様</p> <p>② リスク評価の全社の方針や具体的手法を確立し、当該方針や手法に則って、具体的かつ客観的な根拠に基づき評価を実施すること</p> <p>③ リスク評価の結果を文書化し、これを踏まえてリスク低減に必要な措置等を検討すること</p> <p>④ 定期的にリスク評価を見直すほか、マネロン・テロ資金供与対策に重大な影響を及ぼし得る新たな事象の発生等に際し、必要に応じ、リスク評価を見直すこと</p> <p>⑤ リスク評価の過程に経営陣が関与し、リスク評価の結果を経営陣が承認すること</p> <p>【対応が期待される事項】</p> <p>a. 前記「(1)リスクの特定」における【対応が期待される事項】と同様</p> <p>b. 自らが提供している商品・サービスや、取引形態、取引に係る国・地域、顧客属性等が多岐にわたる場合に、これらに係るリスクを細分化し、当該細分類ごとにリスク評価を行うとともに、これらを組み合わせて再評価を行うなどして、全社的リスク評価の結果を「見える化」し(リスク・マップ)、これを機動的に見直すこと</p>	<p>Ⅱ リスクベース・アプローチ Ⅱ-2 リスクの特定・評価・低減 (2)リスクの評価 【対応が求められる事項】 (削除)</p> <p>① リスク評価の全社の方針や具体的手法を確立し、当該方針や手法に則って、具体的かつ客観的な根拠に基づき、前記「(1)リスクの特定」において特定されたマネロン・テロ資金供与リスクについて、評価を実施すること</p> <p>② 上記①の評価を行うに当たっては、疑わしい取引の届出の状況等の分析等を考慮すること</p> <p>③ 疑わしい取引の届出の状況等の分析に当たっては、届出件数等の定量情報について、部門・拠点・届出要因・検知シナリオ別等に行うなど、リスクの評価に活用すること</p> <p>④ リスク評価の結果を文書化し、これを踏まえてリスク低減に必要な措置等を検討すること</p> <p>⑤ 定期的にリスク評価を見直すほか、マネロン・テロ資金供与対策に重大な影響を及ぼし得る新たな事象の発生等に際し、必要に応じ、リスク評価を見直すこと</p> <p>⑥ リスク評価の過程に経営陣が関与し、リスク評価の結果を経営陣が承認すること</p> <p>【対応が期待される事項】 削除</p> <p>a. 自らが提供している商品・サービスや、取引形態、取引に係る国・地域、顧客属性等が多岐にわたる場合に、これらに係るリスクを細分化し、当該細分類ごとにリスク評価を行うとともに、これらを組み合わせて再評価を行うなどして、全社的リスク評価の結果を「見える化」し(リスク・マップ)、これを機動的に見直すこと</p>

- リスクの特定と評価の区別を明確にするため、『「リスクの特定」における【対応が求められる事項】と同様』を削除
- リスクの特定と評価が連動したプロセスであることを明確にするため、「前記「(1)リスクの特定」において特定されたマネロン・テロ資金供与リスクについて」という文言を追加。
- 「具体的かつ客観的な根拠」(上記①)としては、顧客リスクの推移や分布、商品・サービスのリスクを定量化し評価するなどの手法が含まれる。(PC31)
- 改正前は、「疑わしい取引の届出の届出状況の分析」は、「リスクの特定」の「対応が期待される事項」とされていたが、改正後は、「リスクの評価」において分析の結果を考慮することが「対応が求められる事項」とされる(②・③)。これは、金融庁モニタリングにおいて多くの金融機関が既に疑わしい取引の届出状況を分析をしていることから、管理態勢の対応が不十分な金融機関に高度化を求めるもの。「リスクの特定」に用いることを排除するものではない。

リスクの評価に関する監査チェックリスト

- リスクの評価にあたって、疑わしい取引の届出状況等を分析すること(金融庁ガイドラインII-2(2)【対応が求められる事項】②)。
 - ①文書化されているか
 - ②担当者に教育・訓練・周知されているか
 - ③実際に行われているか
 - ④行われている場合どのように行われているか

- 疑わしい取引の届出の状況等の分析に当たっては、届出件数等の定量情報について、部門・拠点・届出要因・検知シナリオ別等に行うなど、リスクの評価に活用すること(金融庁ガイドラインII-2(2)【対応が求められる事項】③)。
 - ①文書化されているか
 - ②担当者に教育・訓練・周知されているか
 - ③実際に行われているか
 - ④行われている場合どのように行われているか

金融庁ガイドライン:顧客管理(カスタマー・デュー・ディリジェンス:CDD)

2021年2月改正前

II リスクベース・アプローチ

II-2 リスクの特定・評価・低減

(3) リスクの低減

(ii) 顧客管理(カスタマー・デュー・ディリジェンス:CDD)

金融機関等においては、これらの過程で確認した情報を総合的に考慮し、全ての顧客についてリスク評価を実施するとともに、自らが、マネロン・テロ資金供与リスクが高いと判断した顧客については、いわゆる外国PEPs(Politically Exposed Persons)(注1)や特定国等(注2)に係る取引を行う顧客も含め、より厳格な顧客管理(Enhanced Due Diligence:EDD)を行うことが求められる一方、リスクが低いと判断した場合には、簡素な顧客管理(Simplified Due Diligence:SDD)を行うなど、円滑な取引の実行に配慮することが求められる。

【対応が求められる事項】

- ④ 顧客及びその実質的支配者の氏名と関係当局による制裁リスト等とを照合するなど、国内外の制裁に係る法規制等の遵守その他必要な措置を講ずること
- ⑥ 商品・サービス、取引形態、国・地域、顧客属性等に対する自らのマネロン・テロ資金供与リスクの評価の結果を総合し、**利用する商品・サービスや顧客属性等が共通する顧客類型ごとにリスク評価を行うこと等により**、全ての顧客についてリスク評価を行うとともに、講ずべき低減措置を顧客のリスク評価に応じて判断すること
- ⑦ マネロン・テロ資金供与リスクが高いと判断した顧客については、以下を含むより厳格な顧客管理(EDD)を実施すること
イ.~ハ.(略)
ニ.当該顧客と属性等が類似する他の顧客につき、リスク評価の厳格化等が必要でないか検討すること

(新設)

- ⑧ マネロン・テロ資金供与リスクが低いと判断した顧客については、当該リスクの特性を踏まえながら、当該顧客が行う取引のモニタリングに係る数居値を**緩和する**などの簡素な顧客管理(SDD)を行うなど、円滑な取引の実行に配慮すること(注1)(注2)
- ⑨ 後記「(v) 疑わしい取引の届出」における【対応が求められる事項】のほか、以下を含む、継続的な顧客管理を実施すること
イ.取引類型や顧客**類型**等に着目し、これらに係る自らのリスク評価や取引モニタリングの結果も踏まえながら、調査の対象及び頻度を含む継続的な顧客管理の方針を決定し、実施すること
ロ~ハ.(略)
ニ.各顧客のリスクが高まったと想定される具体的な事象が発生した場合の**ほか、定期的に顧客情報の確認を実施するとともに、例えば高リスクと判断した顧客については調査頻度を高める一方、低リスクと判断した顧客については調査頻度を低くするなど**、確認の頻度を顧客のリスクに応じて異にすること
- ホ.継続的な顧客管理により確認した顧客情報等を踏まえ、**顧客のリスク評価を見直すこと**

2021年2月改正後

II リスクベース・アプローチ

II-2 リスクの特定・評価・低減

(3) リスクの低減

(ii) 顧客管理(カスタマー・デュー・ディリジェンス:CDD)

金融機関等においては、これらの過程で確認した情報、**自らの規模・特性や業務実態等**を総合的に考慮し、全ての顧客について**顧客**リスク評価を実施するとともに、自らが、マネロン・テロ資金供与リスクが高いと判断した顧客については、いわゆる外国PEPs(Politically Exposed Persons)(注1)や特定国等(注2)に係る取引を行う顧客も含め、**リスクに応じた**より厳格な顧客管理(Enhanced Due Diligence:EDD)を行うことが求められる一方、リスクが低いと判断した場合には、**リスクに応じた**簡素な顧客管理(Simplified Due Diligence:SDD)を行うなど、円滑な取引の実行に配慮することが求められる。

【対応が求められる事項】

- ④ 顧客及びその実質的支配者の氏名と関係当局による制裁リスト等とを照合するなど、国内外の制裁に係る法規制等の遵守その他**リスクに応じて**必要な措置を講ずること
- ⑥ 商品・サービス、取引形態、国・地域、顧客属性等に対する自らのマネロン・テロ資金供与リスクの評価の結果(II-2(2)で行う**リスク評価**)を踏まえて、全ての顧客について**顧客**リスク評価を行うとともに、講ずべき低減措置を顧客のリスク評価に応じて判断すること
- ⑦ マネロン・テロ資金供与リスクが高いと判断した顧客については、以下を含む**リスクに応じた**より厳格な顧客管理(EDD)を実施すること
イ.~ハ.(略)
ニ.当該顧客と属性等が類似する他の顧客につき、**顧客**リスク評価の厳格化等が必要でないか検討すること
- ⑧ **顧客の営業内容、所在地等が取引目的、取引態様等に照らして合理的ではないなどのリスクが高い取引等について、取引開始前又は多額の取引等に際し、営業実態や所在地等を把握するなど追加的な措置を講ずること**
- ⑨ マネロン・テロ資金供与リスクが低いと判断した顧客については、当該リスクの特性を踏まえながら、当該顧客が行う取引のモニタリングに係る数居値を**上げたり、顧客情報の調査範囲・手法・更新頻度等を異にしたりするなどのリスクに応じた**簡素な顧客管理(SDD)を行うなど、円滑な取引の実行に配慮すること(注1)(注2)
- ⑩ 後記「(v) 疑わしい取引の届出」における【対応が求められる事項】のほか、以下を含む、継続的な顧客管理を実施すること
イ.取引類型や顧客**属性**等に着目し、これらに係る自らのリスク評価や取引モニタリングの結果も踏まえながら、調査の対象及び頻度を含む継続的な顧客管理の方針を決定し、実施すること
ロ~ハ.(略)
ニ.各顧客のリスクが高まったと想定される具体的な事象が発生した場合**等の機動的な顧客情報の確認に加え、定期的な確認に関しても**、確認の頻度を顧客のリスクに応じて異にすること
- ホ.継続的な顧客管理により確認した顧客情報等を踏まえ、**顧客リスク評価を見直し、リスクに応じたリスク低減措置を講ずること**
特に、取引モニタリングにおいては、**継続的な顧客管理を踏まえて見直した顧客リスク評価を適切に反映すること**

顧客管理(CDD)に関するチェックリスト:リスクに応じた顧客管理

「リスクに応じた」顧客管理、厳格な顧客管理(EDD)、簡素な顧客管理(SDD)を行うこととされているか(金融庁ガイドラインII-2(3)(ii)【対応が求められる事項】④、⑦、⑨)

- ①文書化されているか
- ②担当者に教育・訓練・周知されているか
- ③実際に行われているか
- ④行われている場合どのように行われているか

全ての顧客についてのリスク評価(改正)

2021年2月改正前	2021年2月改正後
<p>Ⅱ リスクベース・アプローチ Ⅱ-2 リスクの特定・評価・低減 (3) リスクの低減 (ii) 顧客管理(カスタマー・デュー・ディリジェンス:CDD)</p> <p>【対応が求められる事項】</p> <p>⑥商品・サービス、取引形態、国・地域、顧客属性等に対する自らのマネロン・テロ資金供与リスクの評価の結果を総合し、<u>利用する商品・サービスや顧客属性等が共通する顧客類型ごとにリスク評価を行うこと等により</u>、全ての顧客についてリスク評価を行うとともに、講ずべき低減措置を顧客のリスク評価に応じて判断すること</p>	<p>Ⅱ リスクベース・アプローチ Ⅱ-2 リスクの特定・評価・低減 (3) リスクの低減 (ii) 顧客管理(カスタマー・デュー・ディリジェンス:CDD)</p> <p>【対応が求められる事項】</p> <p>⑥商品・サービス、取引形態、国・地域、顧客属性等に対する自らのマネロン・テロ資金供与リスクの評価の結果(Ⅱ-2(2)で行うリスク評価)を踏まえて、全ての顧客について顧客リスク評価を行うとともに、講ずべき低減措置を顧客のリスク評価に応じて判断すること</p>

- 旧ガイドラインにおいては、利用する商品・サービスや顧客属性等が共通する顧客類型ごとにリスク評価を実施することを許容していた。しかしながら、**金融庁によるモニタリング等により、顧客属性や取引内容等に基づくスコアリングや格付を形式的に適用する事象が明らかになった。**
- そこで、本改正においては、「顧客類型ごとにリスク評価を行う」という文言を削除し、全ての顧客について顧客リスク評価を行うことが重要であることが明記された。
- なお、リスクの変化に応じた実効的な顧客リスク評価を実施することができる場合には、「顧客類型ごとにリスク評価を行う」手法については、従前の取扱いを排除する趣旨ではない。

顧客管理(CDD)に関するチェックリスト:顧客ごとのリスク評価

商品・サービス、取引形態、国・地域、顧客属性等に対する自らのマネロン・テロ資金
供与リスクの評価の結果(Ⅱ-2(2)で行うリスク評価)を踏まえて、**全ての顧客につ
いて顧客リスク評価を行うとともに、講ずべき低減措置を顧客リスク評価に応じて判
断すること(金融庁ガイドラインⅡ-2(3)(ii)【対応が求められる事項】⑥)【=全ての顧
客について、顧客類型ごとのリスク評価ではなく、顧客ごとにリスク評価をしている
か】**

- ①文書化されているか
- ②担当者に教育・訓練・周知されているか
- ③実際に行われているか
- ④行われている場合どのように行われているか

リスクの低減:顧客管理(CDD):高リスク顧客・顧客リスク評価の厳格化の検討

II-2(3)(ii)顧客管理(カスタマー・デュー・ディリジェンス:CDD)

【対応が求められる事項】⑦

マネロン・テロ資金供与リスクが高いと判断した顧客については、以下を含むリスクに応じた厳格な顧客管理(EDD)を実施すること

イ. ~ハ.

ニ. 当該顧客と属性等が類似する他の顧客につき、顧客リスク評価の厳格化等が必要でないか検討(Q5)すること

【Q5】

「属性等が類似する他の顧客につき、顧客リスク評価の厳格化等が必要でないか検討すること」とは、具体的にどのような対応が求められているのでしょうか。

【A】

顧客リスク評価の結果、高リスク先と判断された顧客について、商品・サービス、取引形態、国・地域、顧客属性等について内容を確認した後、他の顧客について、高リスク先と判断された顧客と類似又は共通する項目等がないかを確認し、当該他の顧客についても、顧客リスク評価を見直す必要性について検討することが考えられます。

顧客管理(CDD)に関するチェックリスト:顧客リスク評価の厳格化

当該顧客と属性等が類似する他の顧客につき、**顧客リスク評価の厳格化**等が必要でないか検討すること(金融庁ガイドラインII-2(3)(ii)【対応が求められる事項】⑥)

- ①文書化されているか
- ②担当者に教育・訓練・周知されているか
- ③実際に行われているか
- ④行われている場合どのように行われているか

リスクの低減:顧客管理(CDD):追加的措置

II-2(3)(ii)顧客管理(カスタマー・デュー・ディリジェンス:CDD)

【対応が求められる事項】⑧(2021年2月改正で追加)

顧客の営業内容、所在地等が取引目的、取引態様等に照らして合理的ではない(Q1)などのリスクが高い取引等について、取引開始前又は多額の取引等に際し、営業実態や所在地等を把握するなど追加的な措置を講ずること(Q2)

【対応が期待される事項】(2021年2月改正で削除)

b. 顧客の営業実態、所在等が取引の態様等に照らして不明瞭であるなどのリスクが高い取引等について、必要に応じ、取引開始前又は多額の取引等に際し、例えば、顧客やその実質的支配者との直接の面談、営業拠点が無い場合における実地調査等、追加的な措置を実施すること

【Q1】

「顧客の営業内容、所在地等が取引目的、取引態様等に照らして合理的ではない」とは、どのような場合をいうのですか。

【A】

例えば、合理的な理由なく事業所と金融機関等との取引場所が離れている遠隔地取引の場合や、送金依頼人が輸入者や商取引の支払人とは別の第三者であって、第三者が送金することに合理的な理由が認められない場合のほか、取引の内容が顧客から申告を受けている営業内容等の情報と整合しない場合等の高リスクと認められる取引のことを指します。

【Q2】

「顧客の営業内容、所在地等が取引目的、取引態様等に照らして合理的ではない」場合において、想定している追加的な措置があれば教えてください。

【A】

顧客の営業内容、所在地等が取引目的、取引態様等に照らして合理的ではない場合においては、証跡を徴求しつつ合理的な説明を求めることや、金融機関等において、顧客への訪問又は実地調査を実施することも考えられますが、少なくとも、このようなリスクの高い場合には、営業実態や所在地の把握は必須であると考えます。

その上で、顧客からの協力が得られない場合等には、合理的ではない事項が明確になるまで、一定の取引について上級管理職等の承認等の手続を行うことが必要と考えられますが、いずれにせよ、リスクが高い取引等に対する追加的な措置については、当該取引の特性・リスク等に応じて、個別具体的に判断することになります。

①「営業実態や所在地の把握」(必ず必要)・・・インターネット登記情報・Googleストリートビュー

②「証跡を徴求しつつ合理的な説明を求めること」「顧客への訪問・実地調査の実施」(個別具体的に判断)

顧客管理(CDD)に関するチェックリスト:追加的措置

顧客の営業内容、所在地等が取引目的、取引態様等に照らして合理的ではないなどのリスクが高い取引等について、取引開始前又は多額の取引等に際し、**営業実態や所在地等を把握するなど追加的な措置を講ずること**(金融庁ガイドラインII-2(3)(ii))

【対応が求められる事項】⑧)【完全追加項目】

- ①文書化されているか
- ②担当者に教育・訓練・周知されているか
- ③実際に行われているか
- ④行われている場合どのように行われているか

顧客管理:リスクに応じた簡素な顧客管理(SDD)(【対応が求められる事項】⑨)(改正)

(改正前)

⑧ マネロン・テロ資金供与リスクが低いと判断した顧客については、当該リスクの特性を踏まえながら、当該顧客が行う取引のモニタリングに係る敷居値を緩和するなどの簡素な顧客管理(SDD)を行うなど、円滑な取引の実行に配慮すること(注1)(注2)

(改正後)

⑨ マネロン・テロ資金供与リスクが低いと判断した顧客については、当該リスクの特性を踏まえながら、当該顧客が行う取引のモニタリングに係る敷居値を上げたり、顧客情報の調査範囲・手法・更新頻度等を異にしたりするなどのリスクに応じた簡素な顧客管理(SDD)を行うなど、円滑な取引の実行に配慮すること(注1)(注2)

- 低リスク先については、リスクに応じた簡素な顧客管理(SDD)として、取引モニタリングに係る敷居値の緩和のほかにも、顧客情報調査の範囲・手法・更新頻度等を異にするなど、簡素な顧客管理の内容を明確にするため、文言が追加された。
- 「リスクに応じた簡素な顧客管理(SDD)」とは、リスクが低いと判断した顧客について、当該リスクの特性を踏まえながら、当該顧客が行う取引のモニタリングに係る敷居値を上げたり、顧客情報の調査範囲・手法・更新頻度等を異にしたりすることをいう。その中には、「積極的な顧客情報調査の留保」という対応も含まれる。(PC50)
- 「顧客情報の調査範囲・手法・更新頻度等を異にしたりする」とは、高リスク判断顧客は調査頻度を高め、低リスク判断顧客は調査頻度を低くするという対応を想定している。(PC51)

リスクの低減:顧客管理(CDD):簡素な顧客管理(SDD)①(改正)

Ⅱ-2(3)(ii)顧客管理(カスタマー・デュー・ディリジェンス:CDD)

【対応が求められる事項】⑨

マネロン・テロ資金供与リスクが低いと判断した顧客については、当該リスクの特性を踏まえながら、当該顧客が行う取引のモニタリングに係る敷居値を上げたり、顧客情報の調査範囲・手法・更新頻度等を異にしたりするなどの**リスクに応じた簡素な顧客管理(SDD)(Q1~4)**を行うなど、円滑な取引の実行に配慮すること

【対応が期待される事項】(2021年2月改正前後)

⑧⑨ マネロン・テロ資金供与リスクが低いと判断した顧客については、当該リスクの特性を踏まえながら、当該顧客が行う取引のモニタリングに係る敷居値を**上げたり、顧客情報の調査範囲・手法・更新頻度等を異にしたりする緩和する**などの**リスクに応じた**簡素な顧客管理(SDD)を行うなど、円滑な取引の実行に配慮すること(注1)(注2)

【Q1】

「**リスクに応じた簡素な顧客管理(SDD)**」とは、具体的にどのような措置をいうのでしょうか。

【A】

本ガイドラインにおける「**リスクに応じた簡素な顧客管理(SDD)**」とは、**顧客リスク評価の結果、「低リスク」と判断された顧客のうち、一定の条件を満たした場合に、DM等を顧客に送付して顧客情報を更新するなどの積極的な対応を留保し、取引モニタリング等によって、マネロン・テロ資金供与リスクが低く維持されていることを確認**する顧客管理措置のことをいいます。

【Q2】

「**リスクに応じた簡素な顧客管理(SDD)**」について、**犯収法上の「簡素な顧客管理」(犯収法施行令第7条第1項柱書及び犯収法施行規則第4条第1項柱書)**とは何が異なるのでしょうか。

【A】

SDDは、犯収法上の「簡素な顧客管理」とは異なる概念です。**SDDは、主として顧客情報の更新の場面を問題**にしているものであり、**継続的な顧客管理を行う上での実態把握やリスク評価の見直しの際に行う措置**を意味しています。**犯収法上の「簡素な顧客管理」のように、取引時確認等の場面に適用**されるものではありません。

「簡素な顧客管理(SDD)」と「簡素な顧客管理を行うことが許容される取引」の相違

	簡素な顧客管理(SDD)	簡素な顧客管理を行うことが許容される取引
根拠	AML/CFTガイドライン II-2(3)(ii)顧客管理 (カスタマー・デュー・ディリジェンス:CDD) 【対応が求められる事項】⑨	犯収法施行令第7条第1項柱書及び 犯収法施行規則第4条第1項柱書
適用場面	主として顧客情報の更新の場面	取引時確認の場面
措置	継続的な顧客管理を行う上での実態把握やリスク評価の見直しの際に行う措置	取引時確認が「顧客管理を行う上で特別の管理を要する取引」(疑わしい取引・種の取引の態様と著しく異なる態様で行われる取引)に該当しない限り不要となる。
該当する場合	<ul style="list-style-type: none"> なりすましや不正利用等のリスクが低いことが過去のデータを踏まえ合理的に説明できる顧客や口座(日々の生活に不可欠な口座(給与振込口座、住宅ローンの返済口座、公共料金等の振替口座その他営業に供していない口座) 国や地方公共団体、又は国や地方公共団体が主体的に管理する公共性を有する団体(法律上の根拠に基づき設立・資金の運用が実施されている団体等) 	<ul style="list-style-type: none"> ・受益者に返還する財産を管理すること等を目的とする金銭信託 ・満期保険金が保険料の8割未満の保険契約の締結 ・有価証券市場(取引所)で行われる取引 ・日本銀行において振替決済される国債取引 ・日本銀行において振替決済がなされる金銭貸借 ・払戻総額が払込総額より少ない保険契約に基づく貸付け ・個別クレジット ・無記名公社債を担保に提供する取引 ・国・地方公共団体への金品の納付・納入 ・公共料金の支払 ・入学金・授業料等の支払 ・預貯金の受け払いを目的とした為替取引 ・取引時確認等に準じた確認等がなされた商品代金等の現金による受払い ・振替法に基づく特定口座の開設 ・スワフトを介して行われる取引 ・ファイナンスリース契約における特定取引 ・現金以外の支払方法による貴金属等の売買 ・電話受付代行における特定取引 ・国等を顧客とする取引等 ・司法書士等の受任行為の代理等における特定取引

顧客管理(CDD)に関するチェックリスト:簡素な顧客管理

マネロン・テロ資金供与リスクが低いと判断した顧客については、当該リスクの特性を踏まえながら、当該顧客が行う取引のモニタリングに係る**敷居値を上げたり、顧客情報の調査範囲・手法・更新頻度等を異にしたりする**などの**リスクに応じた簡素な顧客管理(SDD)**を行うなど、円滑な取引の実行に配慮すること(金融庁ガイドラインII-2(3)(ii)【対応が求められる事項】⑨)

- ①文書化されているか
- ②担当者に教育・訓練・周知されているか
- ③実際に行われているか
- ④行われている場合どのように行われているか

リスクの低減:顧客管理(CDD):継続的な顧客管理①

II-2(3)(ii)顧客管理(カスタマー・デュー・ディリジェンス:CDD)

【対応が求められる事項】⑩

後記「(v)疑わしい取引の届出」における【対応が求められる事項】のほか、以下を含む、継続的な顧客管理を実施すること

- イ. 取引類型や顧客属性等に着目し、これらに係る自らのリスク評価や取引モニタリングの結果も踏まえながら、**調査の対象及び頻度を含む継続的な顧客管理の方針を決定し、実施すること(Q1)(Q2)**
- ロ. 各顧客に実施されている調査の範囲・手法等が、当該顧客の取引実態や取引モニタリングの結果等に照らして適切か、**継続的に検討すること(Q3)**
- ハ. 調査の過程での照会や調査結果を適切に管理し、**関係する役職員と共有すること(Q4)**
- ニ. 各顧客のリスクが高まったと想定される具体的な事象が発生した場合等の機動的な顧客情報の確認に加え、**定期的な確認(Q5)(Q6)(Q7)**に関しても、**確認の頻度を顧客のリスクに応じて異にすること(Q8)**
- ホ. **継続的な顧客管理により確認した顧客情報等を踏まえ、顧客リスク評価を見直し(Q9)、リスクに応じたリスク低減措置を講ずること(Q10)**
特に、取引モニタリングにおいては、継続的な顧客管理を踏まえて見直した**顧客リスク評価を適切に反映(Q11)**すること

(改正前)

- ⑨ 後記「(v)疑わしい取引の届出」における【対応が求められる事項】のほか、以下を含む、継続的な顧客管理を実施すること
 - イ. 取引類型や顧客**類型**等に着目し、これらに係る自らのリスク評価や取引モニタリングの結果も踏まえながら、調査の対象及び頻度を含む継続的な顧客管理の方針を決定し、実施すること
 - ロ～ハ. (略)
 - ニ. 各顧客のリスクが高まったと想定される具体的な事象が発生した場合**のほか、定期的に顧客情報の確認を実施するとともに、例えば高リスクと判断した顧客については調査頻度を高める一方、低リスクと判断した顧客については調査頻度を低くするなど、確認の頻度を顧客のリスクに応じて異にすること**
 - ホ. 継続的な顧客管理により確認した顧客情報等を踏まえ、**顧客のリスク評価を見直すこと**

(改正後)

- ⑩ 後記「(v)疑わしい取引の届出」における【対応が求められる事項】のほか、以下を含む、継続的な顧客管理を実施すること
 - イ. 取引類型や顧客**属性**等に着目し、これらに係る自らのリスク評価や取引モニタリングの結果も踏まえながら、調査の対象及び頻度を含む継続的な顧客管理の方針を決定し、実施すること
 - ロ～ハ. (略)
 - ニ. 各顧客のリスクが高まったと想定される具体的な事象が発生した場合**等の機動的な顧客情報の確認に加え、定期的な確認に関しても、確認の頻度を顧客のリスクに応じて異にすること**
 - ホ. 継続的な顧客管理により確認した顧客情報等を踏まえ、**顧客リスク評価を見直し、リスクに応じたリスク低減措置を講じること**
特に、取引モニタリングにおいては、継続的な顧客管理を踏まえて見直した顧客リスク評価を適切に反映すること

リスクの低減:顧客管理(CDD):継続的な顧客管理②

【Q1】

継続的な顧客管理を導入する際、**これまで管理を行っていない既存顧客**等はどうのように取り扱えばいいでしょうか。

【A】

継続的な顧客管理の実施には、前提として、商品・サービス、取引形態、取引に係る国・地域、顧客属性等のリスクを包括的かつ具体的に検証して得られたリスク評価を踏まえ、全顧客に顧客リスク評価がなされていることが必要となります。**既存顧客に対する顧客リスク評価は、既存の顧客情報に基づく暫定的な顧客リスク評価を行った上、最新の顧客情報に基づいて当該仮の顧客リスク評価を見直し、そのリスクに応じた頻度により、あるいは、随時に顧客情報を更新する必要**があります。

【Q2】

継続的な顧客管理を実施する際の**「調査」について、具体的な内容**を教えてください。例えば、**本人特定事項や取引目的、職業、事業内容等の再確認**がこれに該当するとの理解で良いでしょうか。

【A】

ご指摘の例のほか、**顧客のリスクに応じて、例えば、顧客及びその実質的支配者の資産・収入の状況、資金源等**が含まれ得るものと考えます。特に、**申告されている属性から判断した資産・収入に比べて、入出金金額が不自然に高額な場合**には、疑わしい取引の届出の対象として検証する仕組みの構築が求められます。

いずれにせよ、いかなる項目を調査対象とするかについては、対象となる顧客の顧客リスク評価や取引の特性等に応じて、個別具体的に判断することになりますが、**顧客リスク評価に必要な情報を収集するために必要な調査を実施**することが求められています。

なお、継続的顧客管理における顧客情報の更新については、顧客に対してより一層丁寧な説明を行うことが必要になるものと考えます。

【Q3】

「各顧客に実施されている調査の範囲・手法等が、当該顧客の取引実態や取引モニタリングの結果等に照らして適切か、継続的に検討すること」とは具体的にどのような対応が求められているのでしょうか。

【A】

顧客リスク評価に応じて実施されている調査の範囲・手法等が、当該顧客の取引実態や取引モニタリングの結果等から得られる内容と比較して適切であることが維持されるよう、**内部監査部門(第3線)や管理部門(第2線)が、継続的に確認し、必要に応じて、調査の範囲・手法等を見直し、顧客リスク評価を変更することも含む対応が検討される態勢を構築**することが求められます。

リスクの低減：顧客管理(CDD)：継続的な顧客管理③

【Q4】

「調査の過程での照会や調査結果を適切に管理し、関係する役職員と共有すること」とは具体的にどのような対応が求められているのでしょうか。

【A】

顧客に対する調査等で得られた情報については、部門間、部署間の情報格差をなくし、効率的かつ実効的なマネロン・テロ資金供与対策を実施するため、**所管部署で情報を囲い込むのではなく、各種法令等を遵守しつつ、必要に応じて金融機関等の関係する役職員と適切に共有すること**が求められます。

【Q5】

定期的な確認を求められる「顧客情報」とはどの範囲を指すのか教えてください。

【A】

定期的な確認項目や頻度については、リスク評価を適切に行うために必要な情報であり、対象となる顧客の特性・リスク等に応じて、個別具体的に判断することになります。この点、例えば、**高リスク顧客**については、**通常の顧客における確認項目に加えて、定期的に、例えば1年ごとに、資産・収入の状況、資金源、商流等を確認した上で、更にリスクが高まったと想定される場合**については、個別に確認を実施することなどが考えられます。これに加えて、各金融機関等において設定した確認項目や頻度が実効的なものとなっているかを含め、実施状況につき検証を行い、必要があれば見直しを行う態勢とすることも求められます。

【Q6】

定期的な顧客情報の確認方法に関して、**犯収法にて顧客からの申告による確認が認められるケース(例えば通常の特取時における「実質的支配者」の確認等)**については、**顧客情報の更新確認は顧客からの申出ベースによる確認で認められる**との理解で良いでしょうか。

【A】

本ガイドラインには、**顧客及びその実質的支配者の本人確認事項等の調査において、「信頼に足る証跡」を求める旨の記載がありますが、これは、顧客の申告の真正性等を確認するため必要な証跡を求める趣旨であって、あらゆる確認事項に対して、一律に書面での証跡を求めるものではありません。**

いずれにせよ、リスクに応じた頻度での定期的な確認についても、単一の法令・ガイドライン等で求められる最低水準を画一的に全ての顧客に当てはめるのではなく、リスクに応じて証跡を求めて確認を行うといった対応が求められます。

リスクの低減:顧客管理(CDD):継続的な顧客管理④

【Q7】

顧客情報の「定期的な確認」との記載は、リスクが低いと判断し、簡易な顧客管理方針とした顧客についても全て、マネロン防止対策の目的をもって、本人特定情報や顧客管理情報等の再確認を行うために、顧客とコンタクト(電話や郵送等)を取り、ヒアリングや資料提供を依頼することを想定しているのでしょうか。それとも、こうした顧客については、**全先に対してコンタクトを取らず、顧客属性データ、取引履歴データのほか、(もしあれば)これまでの気付き状況のみで判断するといった対応**でも問題ないのでしょうか。

【A】

継続的な顧客管理については、リスクが低いと判断した顧客も含む全ての顧客をその対象とすることが求められますが、**全ての顧客に一律の時期・内容で調査を行う必要はなく、顧客のリスクに応じて、調査の頻度・項目・手法等を個別具体的に判断**していただく必要があります。

顧客との店頭取引やインターネット取引等で顧客がアクセスするなどの各種変更手続の際に、マネロン・テロ資金供与対策に係る情報も確認されているのであれば、そのような実態把握をもって、継続的な顧客管理における顧客情報の確認とすることも考えられます。

ただし、**高リスク顧客**の中には、**営業実態の把握や実地調査、顧客に対して対面で確認**することが必要な場合もあることから、リスクに応じた対応が必要であることに留意すべきと考えます。

【Q8】

「確認の頻度を顧客のリスクに応じて異にすること」とありますが、どのような頻度を想定しているのでしょうか。また、情報の網羅的な更新を求めるものではなく、例えば現住所地等一定の情報に着目し、リスク評価を変更する契機とすべき事象が生じていないかを確認し、当該事象が発生している場合にのみ、深度ある確認を実施しようとするもので良いでしょうか。

【A】

継続的な顧客管理については、顧客に係る全ての情報を更新することが常に必要となるものではなく、顧客のリスクに応じて、調査の頻度・項目・手法等を個別具体的に判断していただく必要があります。一般的には、**高リスク先については1年に1度、中リスク先については2年に1度、低リスク先については3年に1度**といった頻度で情報更新を行うことが考えられます。**これ以上、期間を延ばす場合には、合理的かつ相当な理由が必要になる**ものと考えます。

また、更新する情報は、顧客リスク評価の見直しをするために必要な範囲で、個別具体的な事情に照らして判断していただく必要があります。情報更新に際しては、**信頼できる公開情報を参考にすることも**あり得ますし、**顧客に対面で確認すべき場合**もあり得るものと考えます。

なお、継続的顧客管理において、**顧客リスク評価の見直し手続に係る期日管理や期日までに見直しができない顧客の管理、期日超過分の速やかな解消**については、**第1線と第2線が連携し、適切な管理が行われることが重要**であり、**期日超過の管理状況については、定期的に経営陣に報告され、解消のための措置を講ずる**ことが期待されます。

リスクの低減:顧客管理(CDD):継続的な顧客管理⑤

【Q9】

顧客属性や取引類型を踏まえて、まず「高リスク先」とした顧客について、その後情報更新を行った結果、中リスク先あるいは低リスク先と判断することもあり得るのでしょうか。

【A】

顧客リスク評価は定期又は随時に見直しをしていただく必要があるところ、「見直し」には、上方遷移及び下方遷移のいずれもあり得るものと考えます。したがって、一度高リスク先と評価した顧客について、その後、取引内容等が変化したことや追加情報を得たことなどによって、当該顧客の顧客リスク評価を、中程度のリスクと評価することもあり得るものと考えます。

もともと、こうした顧客リスク評価の見直しのためには、適切に顧客の実態を把握する必要がありますので、引き続き、顧客の実態調査の質の向上に努めていただく必要があります。

【Q10】

「顧客リスク評価を見直し、リスクに応じたリスク低減措置を講ずること」とは、具体的にどのような措置が求められていますか。

【A】

リスクに応じたリスク低減措置とは、EDD,CDD,SDD というように顧客管理の方法を変更するのみならず、取引モニタリングにおける敷居値やモニタリングシナリオを変更したり、取引時に調査する顧客情報の収集の内容・方法を変更したりするなどの措置を講ずることが求められています。

【Q11】

「取引モニタリングにおいては、継続的な顧客管理を踏まえて見直した顧客リスク評価を適切に反映すること」とは具体的にどのような対応が求められているのでしょうか。

【A】

取引モニタリングについては、顧客リスク評価と適切に連動させるため、モニタリングシナリオや敷居値を変更するなどの対応が求められます。

顧客管理(CDD)に関するチェックリスト: 継続的な顧客管理①

「継続的な顧客管理」として、取引類型や**顧客属性**等に着目し、これらに係る自らのリスク評価や取引モニタリングの結果も踏まえながら、調査の対象及び頻度を含む継続的な顧客管理の方針を決定し、実施すること(金融庁ガイドラインII-2(3)(ii)【対応が求められる事項】⑩イ)(**「顧客類型」から「顧客属性」に改正**)

- ①文書化されているか
- ②担当者に教育・訓練・周知されているか
- ③実際に行われているか
- ④行われている場合どのように行われているか

顧客管理(CDD)に関するチェックリスト: 継続的な顧客管理②

「継続的な顧客管理」として、各顧客のリスクが高まったと想定される具体的な事象が発生した場合等の**機動的な顧客情報の確認**に加え、**定期的な確認に関しても、確認の頻度を顧客のリスクに応じて異にすること**(金融庁ガイドラインII-2(3)(ii)【対応が求められる事項】⑩二)

- ①文書化されているか
- ②担当者に教育・訓練・周知されているか
- ③実際に行われているか
- ④行われている場合どのように行われているか

顧客管理(CDD)に関するチェックリスト:継続的な顧客管理③

継続的な顧客管理の頻度を、**高リスク先については1年に1度、中リスク先については2年に1度、低リスク先については3年**に1度といった頻度で情報更新を行うこととしているか(FAQ62頁Q8)。

- ①文書化されているか
- ②担当者に教育・訓練・周知されているか
- ③実際に行われているか
- ④行われている場合どのように行われているか

リスクの低減:取引モニタリング・フィルタリング

改正前	改正後
<p>Ⅱ リスクベース・アプローチ Ⅱ-2 リスクの特定・評価・低減 (3) リスクの低減 (ii) 顧客管理(カスタマー・デュー・ディリジェンス:CDD) 【対応が求められる事項】 ホ. 継続的な顧客管理により確認した顧客情報等を踏まえ、顧客のリスク評価を見直すこと</p> <p>(iii) 取引モニタリング・フィルタリング 【対応が求められる事項】 ① <u>取引類型に係る自らのリスク評価も踏まえながら、個々の取引について、異常取引や制裁対象取引を検知するために適切な取引モニタリング・フィルタリングを実施すること</u></p> <p>(新設)</p>	<p>Ⅱ リスクベース・アプローチ Ⅱ-2 リスクの特定・評価・低減 (3) リスクの低減 (ii) 顧客管理(カスタマー・デュー・ディリジェンス:CDD) 【対応が求められる事項】 ホ. 継続的な顧客管理により確認した顧客情報等を踏まえ、顧客リスク評価を見直し、リスクに応じたリスク低減措置を講じること <u>特に、取引モニタリング・フィルタリングにおいては、継続的な顧客管理を踏まえて見直した顧客リスク評価を適切に反映すること</u></p> <p>(iii) 取引モニタリング・フィルタリング 【対応が求められる事項】 ① <u>疑わしい取引の届出につながる取引等について、リスクに応じて検知するため、以下を含む、取引モニタリングに関する適切な体制を構築し、整備すること</u> イ. <u>自らのリスク評価を反映したシナリオ・敷居値等の抽出基準を設定すること</u> ロ. <u>上記イの基準に基づく検知結果や疑わしい取引の届出状況等を踏まえ、届出をした取引の特徴(業種・地域等)や現行の抽出基準(シナリオ・敷居値等)の有効性を分析し、シナリオ・敷居値等の抽出基準について改善を図ること</u> ② <u>制裁対象取引について、リスクに応じて検知するため、以下を含む、取引フィルタリングに関する適切な体制を構築し、整備すること</u> イ. <u>取引の内容(送金先、取引関係者(その実質的支配者を含む)、輸出入品目等)について照合対象となる制裁リストが最新のものとなっているか、及び制裁対象の検知基準がリスクに応じた適切な設定となっているかを検証するなど、的確な運用を図ること</u> ロ. <u>国際連合安全保障理事会決議等で経済制裁対象者等が指定された際には、遅滞なく照合するなど、国内外の制裁に係る法規制等の遵守 その他リスクに応じた必要な措置を講ずること</u></p>

リスクの低減:顧客管理(CDD):取引モニタリング・フィルタリング

II-2(3)(iii)取引モニタリング・フィルタリング

【対応が求められる事項】①

疑わしい取引の届出につながる取引等について、リスクに応じて検知するため、以下を含む、取引モニタリングに関する適切な体制を構築し、整備すること

イ. 自らのリスク評価を反映したシナリオ・敷居値等の抽出基準を設定すること(Q1)

ロ. 上記イの基準に基づく検知結果や疑わしい取引の届出状況等を踏まえ、届出をした取引の特徴(業種・地域等)や現行の抽出基準(シナリオ・敷居値等)の有効性を分析し、シナリオ・敷居値等の抽出基準について改善を図ること(Q2)

【Q1】

「自らのリスク評価を反映したシナリオ・敷居値等の抽出基準を設定すること」について、具体的にどのようなことが求められているのでしょうか。

【A】

取引モニタリングに当たっては、画一的なシナリオや敷居値によって不公正取引の疑いがある取引を検知するのではなく、リスクに応じて、適用するシナリオや敷居値を異にする対応を求めています。例えば、高リスク顧客に対するシナリオと低リスク顧客に対するシナリオを、リスクに応じてそれぞれ適用するなど、画一的なシナリオ適用にならないように求めているものです。

ただし、適用するシナリオを、全てリスクに応じて専用シナリオに変更しなければならないわけではなく、画一的に適用する基本シナリオと一部リスクに応じた専用シナリオを適用するという対応も可能と考えます。

なお、上記内容を実現するための検討、検証期間は必要と考えられますので、適切な計画を策定した上、当該検討等を実施すること、シナリオや敷居値の有効性について、定期的に見直しを行うことが重要であると考えます。

【Q2】

「取引の特徴(業種・地域等)や現行の抽出基準(シナリオ・敷居値等)の有効性を分析し、シナリオ・敷居値等の抽出基準について改善を図ること」について、具体的にどのようなことが求められているのでしょうか。

【A】

取引モニタリングで検知した取引、疑わしい取引の届出に至った取引について、共通した取引の特徴(業種・地域等)及び抽出基準(シナリオ・敷居値等)を確認することに加えて、より多くの疑わしい取引の届出につながった取引の特徴や抽出基準とそれ以外を特定し、有効な取引の特徴や抽出基準の改善余地の検証、それ以外については、有効なものと同様に改善の余地がないか検証をするとともに、誤検知率を踏まえ、廃止する必要性の検討を実施し、より有効な取引の形態、抽出基準を特定する取組みを継続的に実施することが求められています。

また、同一パターンでの誤検知について、一定期間検知しないような手法(サプレッション)も考えられます。なお、サプレッションを導入する場合には、その設定において、顧客属性の変化や時間の経過とともに、本来検知すべきものが検知されないような設定になっていないかなど、その適切性について定期的な検証が必要で

リスクの低減:顧客管理(CDD):取引モニタリング・フィルタリング

Ⅱ-2(3)(iii)取引モニタリング・フィルタリング

【対応が求められる事項】②

制裁対象取引について、リスクに応じて検知するため、以下を含む、取引フィルタリングに関する適切な体制(Q1)を構築し、整備すること

イ. 取引の内容(送金先、取引関係者(その実質的支配者を含む)、輸出入品目等)について照合対象となる制裁リストが最新のものとなっているか、及び制裁対象の検知基準がリスクに応じた適切な設定となっているか(Q2)を検証するなど、的確な運用を図ること

ロ. 国際連合安全保障理事会決議等で経済制裁対象者等が指定された際には、遅滞なく照合する(Q3)など、国内外の制裁に係る法規制等の遵守その他リスクに応じた必要な措置(Q4)を講ずること

【Q1】

「取引フィルタリングに関する適切な体制」とは、どのようなことを想定しているのでしょうか。

【A】

例えば、制裁対象者や制裁対象地域について、アルファベットで複数の表記方法があり得る場合には、スペリングの違いについて幅をもって検索できる「あいまい検索機能」の適切な設定に加えて、制裁リストに複数の名称を登録することのほか、他の顧客の継続的顧客管理措置や取引モニタリング、取引フィルタリング、疑わしい取引の届出調査の過程で把握した情報や公知情報等から入手した取引不可先情報や、系統的に検知し深堀調査を行うためのキーワード等(制裁対象国・地域や制裁対象者でないものの、リスクの高い特定の国・地域名や氏名、団体名等)を金融機関独自の照合リストに追加することなどにより、制裁対象取引に関するリスク管理やリスクに応じた調査を適切に行うことなどが含まれると考えます。

【Q2】

「制裁対象の検知基準がリスクに応じた適切な設定となっている」とはどのようなことを想定しているのでしょうか。

【A】

取扱業務や顧客層を踏まえて、取引フィルタリングシステムのあいまい検索機能の設定を適切に行うよう、定期的に調整することを想定しています。

【Q3】

「遅滞なく照合する」について、具体的にどのようなことが求められているのでしょうか。

【A】

国際連合安全保障理事会決議等で経済制裁対象者等が指定された際には、金融機関等は、数時間、遅くとも24時間以内に自らの制裁リストに取り込み、取引フィルタリングを行い、各金融機関等において既存顧客との差分照合が直ちに実施される態勢を求めています。

【Q4】

「国内外の制裁に係る法規制等の遵守その他リスクに応じた必要な措置」について、具体的にどのようなことが求められているのでしょうか。

【A】

国内の制裁については、法令等遵守と同様の対応が必要と考えられ、未然防止措置を講ずる必要があります。

国外の制裁に関しては、制裁適用の要件を十分に確認し、必要な対応を検討することが求められており、金融機関等自らのリスク評価に従い、特に、取引量、営業地域や経営戦略を踏まえて、適宜適切に未然防止措置を講ずることが考えられます。

なお、国外の制裁については、制裁適用の要件を十分に確認し、必要な対応を検討することが求められます。

FATF第4次対日相互審査報告書(104関連)

367. 取引モニタリングに関しては、疑わしい取引を識別するために、顧客の特性及び取引パターンに注目する、適切な取引モニタリングシステムを整備しているのは、非常に限られた数の金融機関のようである。これらの金融機関は、一般に、自らのリスクを十分に理解している金融機関である（例えば、資金移動業者と一定数の銀行。上記参照）。
368. 一般に、適用されているリスク低減措置は、制裁者及び反社リストとの照合に限定されている。場合によっては、これらの措置は国際的な電信送金にしか適用されていない。しかし、金融庁AML/CFT ガイドラインの指示に従い、一定数の金融機関においては、基本的な取引モニタリングシステムが整備されている。現在導入されているITツールの有効性は、大量のアラートが発生し、誤検知の平均比率が最大99%にのぼっていることからすると、不十分である。このことは、検知の指標が、単に、基本的なトリガー基準（シナリオ）及び敷居値に関連しているだけで、不適切に設定されていること示している。これらには、取引のパターンやマネロン・テロ資金供与の手法の検知シナリオが含まれるべきである。これらの要因は、金融機関が基本的なもの以外の疑わしい取引パターンを検知する能力を制限している（この点は翻って、金融機関及び国のリスク評価、及び、理解に影響を及ぼしている。10.1 参照）。さらに、大量の誤検知を手作業でチェックする非常に時間のかかる作業は、金融機関がAML/CFT の枠組みを改善するための経営資源の活用に制約を加えている。
369. 一定数の金融機関は、取引モニタリングシステムを導入する過程にあるが、このようなシステムをまだ導入していない金融機関も多くある。信用組合等の小規模な預金取扱金融機関の11%が、手作業で取引をモニタリングできるものと判断して、IT ツールを全く導入していない。これは、業務量が少なく、顧客基盤はリスクが低いものとみなしているためである。一定数の業界団体は、会員金融機関がスケールメリットを得られるように、共同化された取引モニタリングシステムを開発しているところである。これらのプロジェクトは進行中であるため、現時点では有効性を評価することはできない。しかし、関係する小規模の銀行によるAML/CFT に係る義務の履行を改善するために役立つツールとなりうる。

取引モニタリングに関する監査チェックリスト①

疑わしい取引の届出につながる取引等について、リスクに応じて検知するため、**自らのリスク評価を反映したシナリオ・敷居値等の抽出基準を設定すること**(金融庁ガイドラインII-2(3)(iii))

①イ)

①文書化されているか(以下の要素を含む)

- ・リスクに応じて適用するシナリオや敷居値を異にする対応
- ・高リスク顧客に対するシナリオ・低リスク顧客に対するシナリオをリスクに応じてそれぞれ適用
- ・適用するシナリオについては、画一的に適用する基本シナリオと一部リスクに応じた専用シナリオも可能
- ・シナリオ・敷居値の有効性の検討・検証の計画

②上記①がITシステムに導入されているか

③担当者に教育・訓練・周知されているか

④実際に行われているか

⑤行われている場合どのように行われているか

取引モニタリングに関する監査チェックリスト②

上記の基準に基づく検知結果や疑わしい取引の届出状況等を踏まえ、届出をした取引の特徴(業種・地域等)や現行の抽出基準(シナリオ・敷居値等)の有効性を分析し、シナリオ・敷居値等の抽出基準について改善を図ること(金融庁ガイドラインII-2(3)(iii)①ロ)

①文書化されているか(下記を含む)

- (i)取引モニタリングで検知した取引、疑わしい取引の届出に至った取引について、共通した取引の特徴(業種・地域等)及び抽出基準(シナリオ・敷居値等)を確認することとされているか
- (ii)より多くの疑わしい取引の届出につながった取引の特徴や抽出基準とそれ以外を特定しているか
- (iii)有効な取引の特徴や抽出基準の改善余地の検証、それ以外については、有効なものと同様に改善の余地がないか検証しているか
- (iv)誤検知率を踏まえ、廃止する必要性の検討を実施し、より有効な取引の形態、抽出基準を特定する取組みを継続的に実施することとしているか
- (v)誤検知率を踏まえ、廃止する必要性の検討を実施し、より有効な取引の形態、抽出基準を特定する取組みを継続的に実施しているか。また、同一パターンの誤検知について、一定期間検知しないような手法(サプレッション)を導入しているか
- (v)サプレッションを導入する場合には、その設定において、顧客属性の変化や時間の経過とともに、本来検知すべきものが検知されないような設定になっていないかなど、その適切性について定期的に検証することとされているか

②上記①がITシステムに導入されているか

③担当者に教育・訓練・周知されているか

④実際に行われているか

⑤行われている場合どのように行われているか

取引モニタリングに関する監査チェックリスト③

取引モニタリングの誤検知率はどの程度か？（FATF第4次対日相互審査報告書）

※取引モニタリングにつき、誤検知の平均比率が最大99%にのぼっていることから、検知の指標が単に、基本的なトリガー基準（シナリオ）および敷居値に関連しているだけで、不適切に設定されている。取引パターンやマネロン・テロ資金供与の検知シナリオが含まれるべきであるとされている。

取引フィルタリングに関する監査チェックリスト①

以下を含む「**取引フィルタリングに関する適切な体制を構築・整備**」しているか(金融庁ガイドラインII-2(3)(iii)②)

- ①制裁対象者や制裁対象地域について、アルファベットで複数の表記方法があり得る場合には、スペリングの違いについて幅をもって検索できる「あいまい検索機能」の適切な設定をしているか
- ②他の顧客の継続的顧客管理措置や取引モニタリング、取引フィルタリング、疑わしい取引の届出調査の過程で把握した情報や公知情報等から入手した取引不可先情報を照合リストに追加しているか
- ③システムの検知し深堀調査を行うためのキーワード等(制裁対象国・地域や制裁対象者でないものの、リスクの高い特定の国・地域名や氏名、団体名等)を照合リストに追加しているか

取引フィルタリングに関する監査チェックリスト②

取引の内容(送金先、取引関係者(その実質的支配者を含む)、輸出入品目等)について照合対象となる制裁リストが最新のものとなっているか、及び**制裁対象の検知基準がリスクに応じた適切な設定**となっているかを検証するなど、的確な運用を図ること(金融庁ガイドラインII-2(3)(iii)②イ)

①文書化されているか(以下のものが含まれているか)

・取扱業務や顧客層を踏まえて、取引フィルタリングシステムのあいまい検索機能の設定を適切に行うよう、定期的に調整すること

②上記①がITシステムに導入されているか

③担当者に教育・訓練・周知されているか

④実際に行われているか

⑤行われている場合どのように行われているか

※「制裁対象の検知基準がリスクに応じた適切な基準となっている」とは、取扱業務や顧客層を踏まえて、取引フィルタリングシステムのあいまい検索機能の設定を適切に行うよう、定期的に調整することを想定している(FAQ71頁Q2)。

取引フィルタリングに関する監査チェックリスト③

国際連合安全保障理事会決議等で経済制裁対象者等が指定された際には、**遅滞なく照合**するなど、**国内外の制裁に係る法規制等の遵守その他リスクに応じた必要な措置**を講ずること

(金融庁ガイドラインII-2(3)(iii)②ロ)

①文書化されているか(以下が含まれているか)

(i)数時間、遅くとも24時間以内に自らの制裁リストに取り込み、取引フィルタリングを行い、各金融機関等において既存顧客との差分照合が直ちに実施されることとしているか

(ii)国内の制裁については、法令等遵守と同様の対応について未然防止措置を講じているか

(iii)国外の制裁については、制裁適用の要件を十分に確認し、必要な対応を検討することが求められており、金融機関等自らのリスク評価に従い、特に、取引量、営業地域や経営戦略を踏まえて、適宜適切に未然防止措置を講じているか

(iv)自らのリスク評価に従い、特に、取引量、営業地域や経営戦略を踏まえて、適宜適切に未然防止措置を講じているか

(v)国外の制裁については、制裁適用の要件を十分に確認し、必要な対応を検討しているか

②上記①がITシステムに導入されているか

③担当者に教育・訓練・周知されているか

④実際に行われているか

⑤行われている場合どのように行われているか

※「**遅滞なく照合**」とは、国際連合安全保障理事会決議等で経済制裁対象者等が指定された際には、金融機関等は、**数時間、遅くとも24時間以内**に自らの制裁リストに取り込み、取引フィルタリングを行い、各金融機関等において既存顧客との差分照合が直ちに実施される態勢を求めている。(FAQ72頁Q3)

「**国内外の制裁に係る法規制等の遵守その他リスクに応じた必要な措置**」については、「**国内の制裁**については、**法令等遵守と同様の対応**が必要と考えられ、**未然防止措置を講ずる必要**があります。**国外の制裁**に関しては、**制裁適用の要件**を十分に確認し、**必要な対応を検討**することが求められており、金融機関等**自らのリスク評価**に従い、特に、**取引量、営業地域や経営戦略**を踏まえて、**適宜適切に未然防止措置を講ずる**ことが考えられます。なお、**国外の制裁**については、**制裁適用の要件**を十分に確認し、**必要な対応を検討**することが求められます。」とされている(FAQ71頁Q3)。

疑わしい取引の届出

現行	改正案
<p>Ⅱ リスクベース・アプローチ Ⅱ－２リスクの特定・評価・低減 (3)リスクの低減 (v) 疑わしい取引の届出 【対応が求められる事項】</p> <p>① 顧客の属性、取引時の状況その他金融機関等の保有している具体的な情報を総合的に勘案した上で、疑わしい取引の該当性について適切な検討・判断が行われる態勢を整備し、法律に基づく義務を履行するほか、届出の状況等を自らのリスク管理態勢の強化にも必要に応じ活用すること</p> <p>② 金融機関等の業務内容に応じて、ITシステムや、マニュアル等も活用しながら、疑わしい顧客や取引等を的確に検知・監視・分析する態勢を構築すること</p> <p>③ 疑わしい取引の該当性について、国によるリスク評価の結果のほか、外国 PEPs 該当性、顧客が行っている事業等の顧客属性、取引に係る国・地域、顧客属性に照らした取引金額・回数等の取引態様その他の事情を考慮すること</p> <p>④ 既存顧客との継続取引や一見取引等の取引区分に応じて、疑わしい取引の該当性の確認・判断を適切に行うこと</p> <p>⑤ 疑わしい取引に該当すると判断した場合には、疑わしい取引の届出を直ちに行う態勢を構築すること</p> <p>⑥ 実際に疑わしい取引の届出を行った取引についてリスク低減措置の実効性を検証し、必要に応じて同種の類型に適用される低減措置を見直すこと</p> <p>⑦ 疑わしい取引の届出を複数回行うなど、疑わしい取引を契機にリスクが高いと判断した顧客について、当該リスクに見合った低減措置を適切に実施すること</p>	<p>Ⅱ リスクベース・アプローチ Ⅱ－２リスクの特定・評価・低減 (3)リスクの低減 (v) 疑わしい取引の届出 【対応が求められる事項】</p> <p>① 顧客の属性、取引時の状況その他金融機関等の保有している具体的な情報を総合的に勘案した上で、疑わしい取引の該当性について適切な検討・判断が行われる態勢を整備し、法律に基づく義務を履行するほか、届出の状況等を自らのリスク管理態勢の強化にも必要に応じ活用すること</p> <p>② 金融機関等の業務内容に応じて、ITシステムや、マニュアル等も活用しながら、疑わしい顧客や取引等を的確に検知・監視・分析する態勢を構築すること</p> <p>③ 疑わしい取引の該当性について、国によるリスク評価の結果のほか、疑わしい取引の参考事例、自らの過去の疑わしい取引の届出事例等も踏まえつつ、外国 PEPs 該当性、顧客属性、当該顧客が行っている事業、顧客属性・事業に照らした取引金額・回数等の取引態様その他の事情を考慮すること</p> <p>④ 既存顧客との継続取引や一見取引等の取引区分に応じて、疑わしい取引の該当性の確認・判断を適切に行うこと</p> <p>⑤ 疑わしい取引に該当すると判断した場合には、疑わしい取引の届出を直ちに行う態勢を構築すること</p> <p>⑥ 実際に疑わしい取引の届出を行った取引についてリスク低減措置の実効性を検証し、必要に応じて同種の類型に適用される低減措置を見直すこと</p> <p>⑦ 疑わしい取引の届出を契機にリスクが高いと判断した顧客について、顧客リスク評価を見直すとともに、当該リスク評価に見合った低減措置を適切に実施すること</p>

疑わしい取引の判断基準

取引の種類	共通判断基準	追加的判断基準
新規顧客との特定業務に係る取引	① 取引時確認の結果、 顧客属性・事業に照らした取引金額・回数等の 当該取引の態様その他の事情を勘案すること ② 犯罪収益移転危険度調査書の内容を勘案すること	
既存顧客との特定業務に係る取引	③ 一般的な取引の態様との比較(ピア・プロファイリング) ④ 当該顧客との過去の取引との比較(ヒストリカル・プロファイリング) ⑤ 取引時確認事項等との整合性	○当該顧客等の確認記録、当該顧客等に係る取引記録等、特定事業者作成書面等による情報収集・分析等により得た情報その他の当該取引に関する情報を精査すること
高リスク取引 ○なりすまし・偽りの疑いがある場合 ○イラン・北朝鮮に居住・所在する者との特定取引 ○外国PEPsとの間の特定取引 ○顧客管理を行う上で特別の注意を要する取引 ○犯罪収益移転危険度調査書の内容を勘案してリスクの高い取引	※改正マネロンガイドライン 以下の事情も勘案 <ul style="list-style-type: none"> ・ 疑わしい取引の参考事例 ・ 自らの過去の疑わしい取引の届出事例 ・ 外国 PEPs 該当性 ・ 顧客属性 ・ 当該顧客が行っている事業 上記の事項は基本的に全て考慮して届出をすることが求められる。(PC93・94)	(既存顧客との特定業務に係る取引については上記の追加的判断事項も行う) ○顧客・取引担当者への質問その他の必要な調査 ○統括管理者・これに相当する者の疑わしい点があるかの確認

疑わしい取引の届出に関する監査チェックリスト①

疑わしい取引の該当性について、国によるリスク評価の結果のほか、**疑わしい取引の参考事例、自らの過去の疑わしい取引の届出事例等も踏まえつつ、外国PEPs 該当性、顧客属性、当該顧客が行っている事業、顧客属性・事業に照らした取引金額・回数等の取引態様、取引に係る国・地域**その他の事情を考慮すること(金融庁ガイドラインII-2(3)(v)【対応が求められる事項】①)

- ①文書化されているか
- ②担当者に教育・訓練・周知されているか
- ③実際に行われているか
- ④行われている場合どのように行われているか

疑わしい取引の届出に関する監査チェックリスト②

疑わしい取引の届出を契機にリスクが高いと判断した顧客について、**顧客リスク評価を見直すとともに、当該リスク評価**に見合った低減措置を適切に実施すること(金融庁ガイドラインII-2(3)(v)【対応が求められる事項】⑦)

- ①文書化されているか
- ②担当者に教育・訓練・周知されているか
- ③実際に行われているか
- ④行われている場合どのように行われているか

※届出をした顧客は高リスク先として顧客リスク評価を実施・見直す必要あり(FAQ81頁Q)

リスクの低減:ITシステムの活用①

現行	改正案
<p>II リスクベース・アプローチ II-2 リスクの特定・評価・低減 (3) リスクの低減 (vi) ITシステムの活用 (略)</p> <p>また、ITシステムの的確な運用により、<u>異常な取引の自動的な検知や、顧客・取引の傾向分析、顧客のリスク格付等が可能となるほか、検知の前提となるシナリオの設定・追加や、敷居値の柔軟な変更等、金融機関等のマネロン・テロ資金供与リスク管理態勢の強化が容易となる。</u></p> <p>(略)</p> <p>【対応が求められる事項】</p> <p>① 自らの業務規模・特性等に応じたITシステムの早期導入の必要性を検討し、システム対応については、後記②から⑦の事項を実施すること</p> <p>② <u>自らのリスク評価を反映したシナリオ・敷居値等の抽出基準を設定するなど、自らのITシステムを取引モニタリング等のマネロン・テロ資金供与対策の有効な実施に積極的に活用すること</u></p> <p>③ <u>自らが導入しているマネロン・テロ資金供与対策に係るITシステム的设计・運用等が、自らが行うリスクの評価に見合ったものとなっているか定期的に検証し、検証結果を踏まえて必要に応じITシステムやその設計・運用等について改善を図ること</u></p> <p>④ <u>取引の特徴(業種・地域等)や抽出基準(シナリオ・敷居値等)別の検知件数・疑わしい取引の届出件数等について分析を行い、システム検知以外の方法で得られた情報も踏まえながら、シナリオ・敷居値等の抽出基準について改善を図ること</u></p> <p>⑤ <u>取引フィルタリングシステムについては、送金先や輸出入品目等についての制裁リストが最新のものとなっているか検証するなど、的確な運用を図ること</u></p> <p>⑥ 内部・外部監査等の独立した検証プロセスを通じ、ITシステムの有効性を検証すること</p> <p>⑦ <u>他の金融機関等と共通の委託先に外部委託する場合や、共同システムを利用する場合であっても、自らの取引の特徴やそれに伴うリスク等について分析を行い、当該分析結果を反映した委託業務の実施状況の検証、必要に応じた独自の追加的対応の検討等を行うこと</u></p>	<p>II リスクベース・アプローチ II-2 リスクの特定・評価・低減 (3) リスクの低減 (vi) ITシステムの活用 (略)</p> <p>また、ITシステムの的確な運用により、<u>大量の取引の中から、異常な取引を自動的かつ迅速に検知することや、その前提となるシナリオや敷居値をリスクに応じて柔軟に設定、変更等することが可能となるなど、リスク管理の改善が図られる可能性がある。</u></p> <p>(略)</p> <p>【対応が求められる事項】</p> <p>① 自らの業務規模・特性等に応じたITシステムの早期導入の必要性を検討し、システム対応については、後記②から⑤の事項を実施すること</p> <p>② <u>経営陣は、マネロン・テロ資金供与のリスク管理に係る業務負担を分析し、より効率的効果的かつ迅速に行うために、ITシステムの活用の可能性を検討すること</u></p> <p>③ <u>マネロン・テロ資金供与対策に係るITシステムの導入に当たっては、ITシステム的设计・運用等が、マネロン・テロ資金供与リスクの動向に的確に対応し、自らが行うリスク管理に見合ったものとなっているか検証するとともに、導入後も定期的に検証し、検証結果を踏まえて必要に応じ改善を図ること</u></p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>④ 内部・外部監査等の独立した検証プロセスを通じ、ITシステムの有効性を検証すること</p> <p>⑤ 外部委託する場合や共同システムを利用する場合であっても、自らの取引の特徴やそれに伴うリスク等について分析を行い、<u>必要に応じ</u>、独自の追加的対応の検討等を行うこと</p>

リスクの低減:ITシステムの活用②

現行	改正案
<p>II リスクベース・アプローチ II-2 リスクの特定・評価・低減 (3) リスクの低減 (vi) ITシステムの活用 【先進的な取組み事例】 <u>以下のように、リスク評価やリスク格付の機動的修正・更新等を可能とするITシステムの長所を有効に活用し、低減措置の機動性・実効性を高めている事例。</u> <u>具体的には、リスク評価やリスク格付を担当する部門内に、データ分析の専門的知見を有する者を配置し、個々の顧客情報や取引情報をリアルタイムに反映するなど、リスク評価やリスク格付の結果を機動的に修正・更新できる態勢を構築している。</u> <u>これらの修正・更新を通じて、検知する異常取引の範囲や数量等を調整する、振込禁止設定等により一定の取引を制限するなど、マネロン・テロ資金供与リスクの程度に応じて、低減措置を機動的に変更している。</u></p>	<p>II リスクベース・アプローチ II-2 リスクの特定・評価・低減 (3) リスクの低減 (vi) ITシステムの活用 【先進的な取組み事例】 <u>顧客リスク評価</u>を担当する部門内に、データ分析の専門的知見を有する者を配置し、個々の顧客情報や取引情報をリアルタイムに<u>反映している事例。</u></p>

- 「ITシステムの活用」として顧客リスク格付けの明記をやめる。
- 経営陣がマネロン・テロ資金供与対策に係るITシステムの活用の可能性を検討することを明記（【対応が求められる事項】②）。経営陣においては、マネロン・テロ資金供与対策に係る業務負担を、所管部署等から報告を受けることなどにより、適宜適切に把握し、ITシステムを活用することで、有効性の向上及び業務の効率化が図られ、効果的かつ迅速に対応できると判断される場合においては、ITシステムの活用を検討することが求められている。（PC96~98）
- マネロンガイドラインにおける「経営陣」とは、代表権を有する役員のほか、マネロン・テロ資金供与対策に責任を有する役員や関係する営業部門・監査部門に責任を有する役員を含み得る概念である。（平成30年2月6日公表時のPC6）
- 「取引モニタリング・フィルタリング」に関する事項を「(iii) 取引モニタリング・フィルタリング」に統合。

ITシステムの活用に関する監査チェックリスト

- 取引モニタリングシステムについて、大量の取引の中から、異常な取引を自動的かつ迅速に検知することや、その前提となるシナリオや敷居値をリスクに応じて柔軟に設定、変更等することが可能であるか。(金融庁ガイドラインII-2(3)(vi))

- 経営陣は、マネロン・テロ資金供与のリスク管理に係る業務負担を分析し、より効率的効果的かつ迅速に行うために、ITシステムの活用の可能性を検討しているか(金融庁ガイドラインII-2(3)(vi))【対応が求められる事項】②)

- マネロン・テロ資金供与対策に係るITシステムの導入に当たっては、ITシステムの設計・運用等が、**マネロン・テロ資金供与リスクの動向に的確に対応し、自らが行うリスク管理に見合ったものとなっているか検証**するとともに、**導入後も定期的に検証**し、検証結果を踏まえて必要に応じ改善を図ることとしているか(金融庁ガイドラインII-2(3)(vi))【対応が求められる事項】③)
 - ⇒外部監査を活用する場合も取引モニタリングのシナリオ・敷居値等について誤検知率や誤検知の内容を踏まえて検証が必要
 - ※「定期的に検証」とは、例えば、**第3線の内部監査部門が独立した立場から実施することや外部知見の活用**が考えられますが、定期的な有効性検証の主体については、各金融機関等の組織構造等に応じて、個別具体的に判断することになります。また、実施方法については、例えば、**取引モニタリングシステムにおけるシナリオ・敷居値等について、誤検知率や誤検知の内容等も踏まえた上で、各金融機関等の業務やリスクの特性を的確に捉えているかを検証**することが考えられます。(FAQ84頁Q)

リスクの低減：海外送金等を行う場合の留意点（海外送金等）

現行	改正案
<p>II リスクベース・アプローチ II-2 リスクの特定・評価・低減 (4) 海外送金等を行う場合の留意点 <u>(新設)</u> (略) 【対応が求められる事項】</p> <p>① 海外送金等をマネロン・テロ資金供与対策におけるリスクベース・アプローチの枠組みの下で位置付け、リスクベース・アプローチに基づく必要な措置を講ずること</p> <p>② 海外送金等のリスクを送金先等の金融機関等が認識できるよう、仕向・中継金融機関等が、送金人及び受取人の情報を国際的な標準も踏まえて中継・被仕向金融機関等に伝達し、当該金融機関等は、こうした情報が欠落している場合等にリスクに応じた措置を講ずることを検討すること</p> <p>③ 自ら海外送金等を行うためにコルレス契約を締結する場合には、犯収法第9条、第11条及び同法施行規則第28条、第32条に掲げる措置を実施するほか、コルレス先におけるマネロン・テロ資金供与リスク管理態勢を確認するための態勢を整備し、定期的に監視すること</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p>④ コルレス先が架空銀行であった場合又はコルレス先がその保有する口座を架空銀行に利用されることを許容していた場合、当該コルレス先との契約の締結・維持をしないこと</p> <p>⑤ 他の金融機関等による海外送金等を受託等している金融機関等においては、当該他の金融機関等による海外送金等に係る<u>取引時確認</u>等をはじめとするマネロン・テロ資金供与リスク管理態勢等を監視すること</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>⑥ 他の金融機関等に海外送金等を委託等する場合においても、当該海外送金等を自らのマネロン・テロ資金供与対策におけるリスクベース・アプローチの枠組みの下で位置付け、リスクの特定・評価・低減の措置を着実に実行すること</p> <p>【対応が期待される事項】</p> <p>a. <u>様々なコルレス先について、所在する国・地域、顧客属性、業務内容、マネロン・テロ資金供与リスク管理態勢、現地当局の監督等を踏まえた上でリスク格付を行い、リスクの高低に応じて定期的な監視の頻度等に差異を設けること</u></p>	<p>II リスクベース・アプローチ II-2 リスクの特定・評価・低減 (4) 海外送金等を行う場合の留意点 <u>(i) 海外送金等</u> (略) 【対応が求められる事項】</p> <p>① 海外送金等をマネロン・テロ資金供与対策におけるリスクベース・アプローチの枠組みの下で位置付け、リスクベース・アプローチに基づく必要な措置を講ずること</p> <p>② 海外送金等のリスクを送金先等の金融機関等が認識できるよう、仕向・中継金融機関等が、送金人及び受取人の情報を国際的な標準も踏まえて中継・被仕向金融機関等に伝達し、当該金融機関等は、こうした情報が欠落している場合等にリスクに応じた措置を講ずることを検討すること</p> <p>③ 自ら海外送金等を行うためにコルレス契約を締結する場合には、犯収法第9条、第11条及び同法施行規則第28条、第32条に掲げる措置を実施するほか、コルレス先におけるマネロン・テロ資金供与リスク管理態勢を確認するための態勢を整備し、定期的に監視すること</p> <p>④ <u>コルレス先や委託元金融機関等について、所在する国・地域、顧客属性、業務内容、マネロン・テロ資金供与リスク管理態勢、現地当局の監督のスタンス等を踏まえた上でリスク評価を行うことコルレス先や委託元金融機関等のリスクが高まったと想定される具体的な事象が発生した場合には、コルレス先や委託元金融機関等を監視して確認した情報等を踏まえ、リスク評価を見直すこと</u></p> <p>⑤ <u>コルレス先や委託元金融機関等の監視に当たって、上記④のリスク評価等において、特にリスクが高いと判断した場合には、必要に応じて、コルレス先や委託元金融機関等をモニタリングし、マネロン・テロ資金供与リスク管理態勢の実態を確認すること</u></p> <p>⑥ コルレス先が架空銀行であった場合又はコルレス先がその保有する口座を架空銀行に利用されることを許容していた場合、当該コルレス先との契約の締結・維持をしないこと</p> <p>⑦ 他の金融機関等による海外送金等を受託等している金融機関等においては、当該他の金融機関等による海外送金等に係る<u>管理手法</u>等をはじめとするマネロン・テロ資金供与リスク管理態勢等を監視すること</p> <p>⑧ <u>送金人及び受取人が自らの直接の顧客でない場合であっても、制裁リスト等との照会のみならず、コルレス先や委託元金融機関等と連携しながら、リスクに応じた厳格な顧客管理を行うことを必要に応じて検討すること</u></p> <p>⑨ 他の金融機関等に海外送金等を委託等する場合においても、当該海外送金等を自らのマネロン・テロ資金供与対策におけるリスクベース・アプローチの枠組みの下で位置付け、リスクの特定・評価・低減の措置を着実に実行すること</p> <p><u>(削除)</u></p>

海外送金等を行う場合の留意点(輸出入取引等に係る資金の融通及び信用の供与等)

現行

改正案

Ⅱ リスクベース・アプローチ
Ⅱ-2 リスクの特定・評価・低減
(4) 海外送金等を行う場合の留意点
(新設)

Ⅱ リスクベース・アプローチ
Ⅱ-2 リスクの特定・評価・低減
(4) 海外送金等を行う場合の留意点
(ii) 輸出入取引等に係る資金の融通及び信用の供与等
輸出入取引は、国内の取引に比べ、**実地確認が困難なケースもあることを悪用し、輸出入取引を偽装したり、実際の取引価格に金額を上乗せして支払うなどして犯罪による収益を移転したりすることが容易である。また、輸出入関係書類の虚偽記載等によって、軍事転用物資や違法薬物の取引等にも利用される危険性を有している。**
金融機関等においては、**輸出入取引等に係る資金の融通及び信用の供与等**がこうしたリスクにも直面していることを踏まえながら、**特有のリスクの特定・評価・低減**を的確に行う必要がある。
【対応が求められる事項】
① **輸出入取引等に係る資金の融通及び信用の供与等に係るリスクの特定・評価**に当たっては、**輸出入取引に係る国・地域のリスクのみならず、取引等の対象となる商品、契約内容、輸送経路、利用する船舶等、取引関係者等(実質的支配者を含む)のリスクも勘案すること**
【対応が期待される事項】
a. **取引対象となる商品の類型ごとにリスクの把握の鍵となる主要な指標等を整理することや、取扱いを制限する商品及び顧客の属性をリスト化することを通じて、リスクが高い取引を的確に検知すること**
b. **商品の価格が市場価格に照らして差異がないか確認し、根拠なく差異が生じている場合には、追加的な情報を入手するなど、更なる実態把握等を実施すること**
c. **書類受付時に通常とは異なる取引パターンであることが確認された場合、書類受付時と取引実行時に一定の時差がある場合あるいは書類受付時から取引実行時までの間に貿易書類等が修正された場合には、書類受付時のみならず、修正時及び取引実行時に、制裁リスト等と改めて照合すること**
d. **輸出入取引等に係る資金の融通及び信用の供与等の管理のために、ITシステム・データベースの導入の必要性**について、当該金融機関が、この分野において有している**リスクに応じて検討**すること

- 「輸出入取引等に係る資金の融通及び信用の供与等」については、貿易活動に基づく債務不履行時の保証、履行保証、信用供与等で構成されるものであり、例えば、輸出手形の買取り・輸入信用状開設に加え、輸出信用状の確認等を想定している。なお、輸出入に係る単純な代金決済における海外送金については、本ガイドラインのⅡ-2(4)(i)「海外送金等」が適用される。(PC109~PC111)
- 輸出入取引等に係る資金の融通及び信用の供与等」は、『マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策の現状と課題(2019年9月)』(p.14)に記載のある「貿易金融」と同義。(PC113)
- 評価の観点として、「国・地域」のリスクのほか、「取引対象となる商品」「契約内容」「輸送経路」「利用する船舶」「取引関係者等(実質的支配者を含む)」のリスクも検討することが求められる。
- 「対応が期待される事項」には、輸出入取引等に係る資金の融通及び信用の供与のリスク評価について有用な観点が列挙されている。

海外送金等を行う場合に関する監査チェックリスト①

コルレス先や委託元金融機関等について、所在する国・地域、顧客属性、業務内容、マネロン・テロ資金供与リスク管理態勢、現地当局の監督のスタンス等を踏まえた上でリスク評価を行っているか。当該金融機関のリスクが高まったと想定される具体的な事象が発生した場合には、コルレス先や委託元金融機関等を監視して確認した情報等を踏まえ、リスク評価を見直すこととされているか。(金融庁ガイドラインII-2(4)(i)【対応が求められる事項】④)

- ①文書化されているか
- ②担当者に教育・訓練・周知されているか
- ③実際に行われているか
- ④行われている場合どのように行われているか

海外送金等を行う場合に関する監査チェックリスト②

コルレス先や委託元金融機関等の監視に当たって、上記のリスク評価等において、特にリスクが高いと判断した場合には、必要に応じて、当該金融機関をモニタリングし、マネロン・テロ資金供与リスク管理態勢の実態を確認することとされているか(金融庁ガイドラインII-2(4)(i)【対応が求められる事項】⑤)

- ①文書化されているか
- ②担当者に教育・訓練・周知されているか
- ③実際に行われているか
- ④行われている場合どのように行われているか

海外送金等を行う場合に関する監査チェックリスト③

送金人及び受取人が自らの直接の顧客でない場合であっても、制裁リスト等との照合のみならず、コルレス先や委託元金融機関等と連携しながら、リスクに応じた厳格な顧客管理を行うことを必要に応じて検討することとしているか（金融庁ガイドラインII-2(4)(i)【対応が求められる事項】⑧）

- ①文書化されているか
- ②担当者に教育・訓練・周知されているか
- ③実際に行われているか
- ④行われている場合どのように行われているか

海外送金等を行う場合に関する監査チェックリスト④

輸出入取引等に係る資金の融通及び信用の供与等がこうしたリスクにも直面していることを踏まえながら、特有のリスクの特定・評価・低減を的確に行っているか。(金融庁ガイドラインII-2(4)(ii)【対応が求められる事項】①)

- ①文書化されているか
- ②担当者に教育・訓練・周知されているか
- ③実際に行われているか
- ④行われている場合どのように行われているか

マネロン・テロ資金供与対策に係る方針・手続・計画等の策定・実施・検証・見直し(PDCA)

現行	改正
<p>Ⅲ 管理態勢とその有効性の検証・見直し Ⅲ-1 マネロン・テロ資金供与対策に係る方針・手続・計画等の策定・実施・検証・見直し(PDCA) 【対応が求められる事項】</p> <p>① 自らの業務分野・営業地域やマネロン・テロ資金供与に関する動向等を踏まえたリスクを勘案し、マネロン・テロ資金供与対策に係る方針・手続・計画等を策定し、顧客の受入れに関する方針、顧客管理、記録保存等の具体的な手法等について、全社的に整合的な形で、これを適用すること</p> <p>② リスクの特定・評価・低減のための方針・手続・計画等が実効的なものとなっているか、各部門・営業店等への監視等も踏まえつつ、不断に検証を行うこと</p> <p>③ リスク低減措置を講じてもなお残存するリスクを評価し、リスク低減措置の改善や管理部門による更なる措置の実施の必要性につき、検討すること</p> <p>④ 管理部門及び内部監査部門において、例えば、内部情報、内部通報、職員からの質疑等の情報も踏まえて、リスク管理態勢の実効性の検証を行うこと</p> <p>⑤ 前記実効性の検証の結果、更なる改善の余地が認められる場合には、リスクの特定・評価・低減のための手法自体も含めた方針・手続・計画等や管理態勢等についても必要に応じ見直しを行うこと</p> <p>【対応が期待される事項】</p> <p>a. マネロン・テロ資金供与対策を実施するために、自らの規模・特性・業容等を踏まえ、必要に応じ、所管する専担部室を設置すること</p> <p>b. 同様に、必要に応じ、外部専門家等によるレビューを受けること</p> <p>(新設)</p>	<p>Ⅲ 管理態勢とその有効性の検証・見直し Ⅲ-1 マネロン・テロ資金供与対策に係る方針・手続・計画等の策定・実施・検証・見直し(PDCA) 【対応が求められる事項】</p> <p>① 自らの業務分野・営業地域やマネロン・テロ資金供与に関する動向等を踏まえたリスクを勘案し、マネロン・テロ資金供与対策に係る方針・手続・計画等を策定し、顧客の受入れに関する方針、顧客管理、記録保存等の具体的な手法等について、全社的に整合的な形で、これを適用すること</p> <p>② リスクの特定・評価・低減のための方針・手続・計画等が実効的なものとなっているか、各部門・営業店等への監視等も踏まえつつ、不断に検証を行うこと</p> <p>③ リスク低減措置を講じてもなお残存するリスクを評価し、リスク低減措置の改善や当該リスクの許容度や金融機関等への影響に応じて、取扱いの有無を含めた更なる措置の実施の必要性につき検討すること</p> <p>④ 管理部門及び内部監査部門において、例えば、内部情報、内部通報、職員からの質疑等の情報も踏まえて、リスク管理態勢の実効性の検証を行うこと</p> <p>⑤ 前記実効性の検証の結果、更なる改善の余地が認められる場合には、リスクの特定・評価・低減のための手法自体も含めた方針・手続・計画等や管理態勢等についても必要に応じ見直しを行うこと</p> <p>【対応が期待される事項】</p> <p>a. マネロン・テロ資金供与対策を実施するために、自らの規模・特性・業容等を踏まえ、必要に応じ、所管する専担部室を設置すること</p> <p>b. 同様に、必要に応じ、外部専門家等によるレビューを受けること</p> <p>c. マネロン・テロ資金供与リスク管理態勢の見直しや検証等について外部専門家等のレビューを受ける際には、検証項目に照らして、外部専門家等の適切性や能力について、外部専門家等を採用する前に、経営陣に報告しその承認を得ること また、必要に応じ、外部専門家等の適切性や能力について、内部監査部門が事後検証を行うこと</p>

- 「対応が求められる事項」として、リスク低減措置後の残存リスクが十分でない場合には、リスク低減措置を改善することのほか、当該リスクの許容度や金融機関等への影響に応じて、商品・サービスの取扱いを中止することも検討することが明記された。
- 「対応が期待される事項」として、マネロン・テロ資金供与リスク管理態勢の見直し・検証について外部専門家のレビューを受ける場合には、①採用前に経営陣に報告し、承認を得ること、②外部専門家の適切性や能力について内部監査部門が事後検証を行うことが追記された。

PDCAに関する監査チェックリスト

- リスク低減措置を講じてもなお残存するリスクを評価し、リスク低減措置の改善や**当該リスクの許容度や金融機関等への影響に応じて**、取扱いの有無を含めた更なる措置の実施の必要性につき検討しているか
 - ①文書化されているか
 - ②担当者に教育・訓練・周知されているか
 - ③実際に行われているか
 - ④行われている場合どのように行われているか

- マネロン・テロ資金供与リスク管理態勢の見直しや検証等について外部専門家等のレビューを受ける際には、検証項目に照らして、外部専門家等の適切性や能力について、外部専門家等を採用する前に、経営陣に報告しその承認を得ているか

- 必要に応じ、外部専門家等の適切性や能力について、内部監査部門が事後検証を行っているか

参考:リスク評価(固有・残存リスク)

区分	リスク要因	固有 リスク	リスク低減措置 (概要)	残存 リスク
商品・サービス		高		低
		中		低
		中		低
		中		低
		低		低
取引形態	非対面取引	高		低
	現金取引(200万円超)	高		低
	外国との取引	中		低
		中		低
国・地域	イラン・北朝鮮に居住する者との取引	特に 高い		低
	FATF声明を踏まえて注意を要する国・地域	高		低
顧客属性	反社会的勢力	高		低
	国際テロリスト	高		低
	非居住者	高		低
	外国PEPs	高		低
	実質的な支配者が不透明な 法人	高		低
	特殊詐欺等の犯罪者	高		低

- リスクベース・アプローチとは、マネロン・テロ資金供与の固有リスクを特定・評価し、リスク低減措置を講ずることにより、残存リスクをリスク許容度まで低減させることであることが明確化された。
- 弊職の経験上、金融庁は、「リスク評価書」の策定において、特定・評価された「固有リスク」について、「リスク低減措置」を講じた後の「残存リスク」が「高リスク」・「中リスク」に留まることは許容せず、「低リスク」まで低減させることを求めている。すなわち、「リスク許容度」としては、「低リスク」と言えるところまで低減することが求められる。
- 「リスク許容度」まで「残存リスク」を低減できない場合や金融機関へのレピュテーションの影響がある場合等には、当該顧客との取引を謝絶したり、当該商品・サービスの取扱い自体取り止めることを検討する必要がある。

経営陣による「主導的な」関与

現行

I 基本的考え方

I-1 マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に係る基本的考え方 (略)

金融機関等においては、こうしたマネロン・テロ資金供与対策が、実際の顧客との接点である営業部門において有効に機能するよう、経営陣の**主体的な関与も含めた**地域・部門横断的なガバナンスにより、継続的に取組みを進める必要がある。

(略)

I-2 金融機関に求められる取り組み

(2) 経営陣の関与・理解

前記の管理態勢の構築に当たっては、マネロン・テロ資金供与リスクが経営上重大なリスクになり得るとの理解の下、関連部門等に対応を委ねるのではなく、経営陣が**主体的かつ積極的に**マネロン・テロ資金供与対策に関与することが不可欠である。

II-2 リスクの特定・評価・低減

(1) リスクの特定

(略)

包括的かつ具体的な検証に当たっては、社内の情報を一元的に集約し、全社的な視点で分析を行うことが必要となることから、マネロン・テロ資金供与対策に係る主管部門に対応を一任するのではなく、経営陣の**主体的かつ積極的な関与の下**、関係する全ての部門が**連携・協働して、対応を進めることが必要である**。

(略)

【対応が求められる事項】

- ⑤ マネロン・テロ資金供与リスクについて、経営陣の**主体的かつ積極的な関与の下**、関係する全ての部門が**連携・協働し**、リスクの包括的かつ具体的な検証を行うこと

III-2 経営陣の関与・理解

(略)

こうしたことを踏まえ、金融機関等の経営陣においては、自らのマネロン・テロ資金供与対策に**主体的かつ積極的に**関与し、対応の高度化を推進していく必要がある。

(略)

【対応が求められる事項】

①～⑤(略)

⑥(新設)

改正

I 基本的考え方

I-1 マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に係る基本的考え方 (略)

金融機関等においては、こうしたマネロン・テロ資金供与対策が、実際の顧客との接点である営業部門において有効に機能するよう、経営陣が**主導的に関与して**地域・部門横断的なガバナンスを**確立した上で、同ガバナンスの下、関係部署が**継続的に取組みを進める必要がある。

(略)

I-2 金融機関に求められる取り組み

(2) 経営陣の関与・理解

前記の管理態勢の構築に当たっては、マネロン・テロ資金供与リスクが経営上重大なリスクになり得るとの理解の下、関連部門等に対応を委ねるのではなく、経営陣が、**管理のためのガバナンス確立等について主導性を発揮するなど**、マネロン・テロ資金供与対策に関与することが不可欠である。

II-2 リスクの特定・評価・低減

(1) リスクの特定

(略)

包括的かつ具体的な検証に当たっては、社内の情報を一元的に集約し、全社的な視点で分析を行うことが必要となることから、マネロン・テロ資金供与対策に係る主管部門に対応を一任するのではなく、経営陣が、**主導性を発揮して**関係する全ての部門の**連携・協働を確保する必要がある**。

(略)

【対応が求められる事項】

- ⑤ マネロン・テロ資金供与リスクについて、経営陣が、**主導性を発揮して**関係する全ての部門の**連携・協働を確保した上で**、リスクの包括的かつ具体的な検証を行うこと

III-2 経営陣の関与・理解

(略)

こうしたことを踏まえ、金融機関等の経営陣においては、自らのマネロン・テロ資金供与対策に**主導的に**関与し、対応の高度化を推進していく必要がある。

(略)

【対応が求められる事項】

①～⑤(略)

⑥ **マネロン・テロ資金供与対策の方針・手続・計画等の策定及び見直しについて、経営陣が承認するとともに、その実施状況についても、経営陣が、定期的及び随時に報告を受け、必要に応じて議論を行うなど、経営陣の主導的な関与があること**

経営陣に関する監査チェックリスト

マネロン・テロ資金供与対策の方針・手続・計画等の策定及び見直しについて、経営陣が承認するとともに、その実施状況についても、経営陣が、定期的及び随時に報告を受け、必要に応じて議論を行うなど、経営陣の主導的な関与があること(金融庁ガイドラインIII-2【対応が求められる事項】⑥)

- ①文書化されているか
- ②担当者に教育・訓練・周知されているか
- ③実際に行われているか
- ④行われている場合どのように行われているか